「上福岡駅東口駅前広場整備事業代替地解体工事」についてのお知らせ

令和８年１０月２２日に公告いたしました「上福岡駅東口駅前広場整備事業代替地解体工事」につきまして、以下のとおり補足による追記及び訂正をさせていただきます。

１１　入札に参加する者に必要な資格

（４）所在地

本店又は主たる営業所

さいたま県土整備事務所①（さいたま市のうち大宮区、西区、北区、見沼区、岩槻区）、さいたま県土整備事務所②（さいたま市のうち浦和区、中央区、桜区、南区、緑区）、朝霞県土整備事務所、川越県土整備事務所①（川越市、ふじみ野市、富士見市）、川越県土整備事務所②（狭山市、所沢市、三芳町）、飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所又は北本県土整備事務所管内

〇〇〇〇：追記箇所

〇〇〇〇：訂正箇所

※追記及び訂正内容

・県土整備事務所管内の対象となる区名、市町村名を補足により追記しました。

・「及び」を「又は」に訂正いたしました。